

保安品質保証活動

当社の燃料ホットラボ施設は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に従って「燃料ホットラボ施設 核燃料物質使用施設等保安規定」(以下、保安規定と略す)を定め、文部科学省(現在は原子力規制委員会)の認可を得て、これに従って保安活動を展開していますが、平成16年に保安規定へ品質保証(品質マネジメントシステムの国際規格であるISO9001-2000年版、現在は2008年版)の考えを取り入れ、下位規定として保安品質保証計画書を制定し、以降、適宜改定を重ねています。

保安品質保証計画書に掲げた品質方針は以下の通りです。

- (1) 保安品質保証の重要性を全社員に周知し、高い品質意識を持った風土と企業の社会的責任を意識した原子力安全を最優先する文化を醸成する。
- (2) 保安業務において、法令・規制要求事項を遵守し、国民の信頼(顧客満足)を得られる高い品質を達成する。(ここで「国民」とは「国民の代表である国」と「当社周辺住民」を指す。)
- (3) 保安品質保証活動の適切性について、定期的見直し(マネジメントレビュー)を行い、法令・規則要求事項の改定に対応した保安品質保証計画の有効性を継続的に改善する。
- (4) 適切な保安品質保証活動体制の構築と保安品質保証活動計画(品質目標)の設定により、効果的な保安品質保証活動を展開し、内部保安品質保証監査、不適合の是正・予防措置により、継続的な保安品質の向上を図る。

この品質方針を受け、具体的な品質目標としての保安品質保証活動計画を毎年度設定しますが、2017年度は、

1. 原子力安全最優先文化醸成活動の継続
2. 不適合に対する予防処置の実施
3. 原子力規制庁保安検査コメント、内部監査要望事項への対応の継続
4. 検査制度変更への対応準備

の4項目を掲げ、活動を展開しています。